

工事及び役務（建設コンサルタント業務等）における
保証証書等の電子化について（契約の保証・前払金保証）

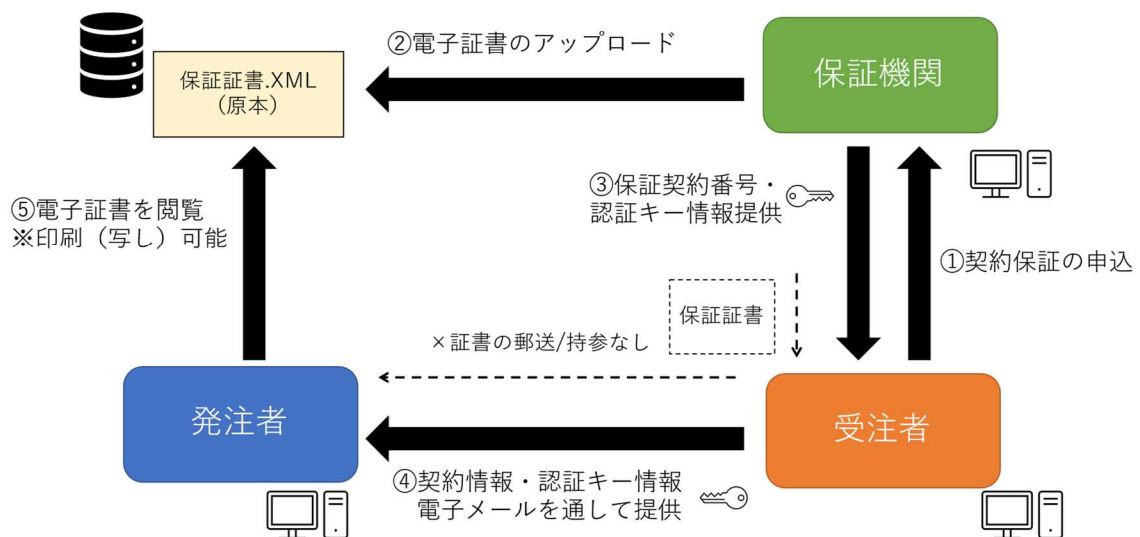
この度、当機構の工事及び役務（建設コンサルタント業務等）における契約の保証・前払金保証の保証証書等について、本年7月1日以降、電磁的記録により発行された保証証書等（電子証書等）の提出を可能としましたので、お知らせします。提出方法の概要は、下記をご覧ください。

なお、現時点で電子証書等の発行を予定している保証機関は、保証事業会社（※1）及び保険会社（※2）です。

電子証書等の場合、郵送や持参の必要がなくなりますので、ぜひご活用ください。

記

1. 電子証書等の提出方法（概要）



【保証事業会社が発行する電子証書の場合】

※保険会社については、上記と同等のスキームへの対応準備が整うまでの間、PDF方式で発行された保険証券・保証証券を電子メールで提出する方法となります。

2. 適用開始日について

令和4年7月1日以降、電磁的記録により発行された保証証書等の提出を可能とします。
※保証機関での電磁的記録による保証証書等の発行についても令和4年7月1日以降となります。

3. その他

引き続き、紙媒体での保証証書等による提出も可能です。なお、電子証書の活用を促進するため、前払金保証の保証証書については、原則として、電子証書によることを求めています（令和4年4月1日以降に新たに工事請負契約等を締結するものであって、前払金保証の保証証書を令和4年7月1日以降に提出するものが対象）。

※1 北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、西日本建設業保証株式会社

※2 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、共栄火災海上保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、大同火災海上保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社

【本件に関する連絡先】

○制度全般に関すること

建設企画部 工事契約課 電話：045-222-9041

○個別の契約における具体的な取扱いに関すること

機構 HP>調達情報>調達情報に関するお問合せ

<https://www.jrtt.go.jp/procurement/contact/index.html>